

薬学部薬学教育研究センターの設置に関する内規（抜粋）

平成27年 4月23日 改正

平成27年 4月 1日 施行

（趣旨）

第1条 この内規は、薬学部薬学科に設置する薬学教育研究センター(以下「センター」という)についての必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、薬学部(以下「学部」という)の教育施策の企画・提言及び教育活動の改善・充実を継続的に実践し、薬学部の教育の向上に資することを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、次の業務を行う。

- ① 薬学教育の企画・提言
- ② リメディアル教育の企画・実施
- ③ 学修個別支援の企画・実施
- ④ 海外研修の企画・実施
- ⑤ その他センターの目的達成に必要な業務

（教授等）

第9条 センターに教授，准教授，専任講師，助教，助手を置くことができる。

2 前項の教授，准教授，専任講師，助教，助手は，別に定める日本大学薬学部教員選考申合せによる。